

そうせさせ給ひければ、むづかしうやおぼしめされけん、後にはわたらせ給はざりけり、されば
うへの御つぼねにのぼらせ給ひて、こなたへとは申させ給はで、我よるのおとゞにいらせ給ひ
て、なくく申させ給ふ、その日は入道殿はうへの御つぼねに候はせ給ふ、いとひさしういでさ
せ給はねば、御むねつぶれさせ給ひける程に、とばかり有て、とおしあけてさしいでさせ給へり
ける御かほは、あかみぬれつやめかせ給ひながら、御くちは心よくゑませ給ひて、あはやせんぞ
くだりぬどこそ申させ給ひけれ、いさゝかの事だにみな此よならず侍るなれば、いはんやかば
かりの御ありさまは、人のともかくもおぼしおかんによらせ給ふべきにもあらねど、いかでか
は院をおろかにおもひ申させ給はまし、中關白殿道あはた殿うちつゝさうせさせ給ひ
て、入道殿にようつりしほどは、さもむねつぶれてきよくとおぼえ侍りしわざかな、

〔小右記〕長和四年七月十日丁巳、安和御時泉故殿藤原實賴坐關白、主上御惱之間、關白被下、可見官
奏之宣旨、彼例可尋送之由、先日有命、仍聊書出奉之先了、今日重引出書寫、付資平奉之、其御記云、康
保四年八月十五日伊尹卿來云、依御惱不御覽官奏之間、准攝政大臣、可見之由、將奏聞之云云、先是
兼家朝臣奏聞、被許了云云、公卿奏事由可仰大辨之事也、

〔小右記〕長和四年十月廿七日甲辰、今日京官除目、而無外記告、中今朝官奏除目雜事、准攝政儀宜
令左大臣長道行之由被下宣旨、大納言公任奉下之、官奏事仰左大辨、除目雜事也、仰大外記文義、大
納言所談也、余實資藤原問云、若勞御間とやあると云、不然者、

正二位行權大納言兼太皇太后宮大夫藤原朝臣公任宣奉勅除目等雜事、宜令左大臣准攝政儀行
之者、

長和四年十月廿七日、大外記小野朝臣文義奉、

〔二代要記後一條後一條天皇略〕